

箱根町木造住宅除却工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性の低い木造住宅の戸数の削減を図り、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、除却工事に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則(平成16年箱根町規則第8号)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「除却工事」とは、次条に規定する対象建築物の全部を除却することをいう。

(対象建築物)

第3条 補助の対象とする木造住宅(以下「対象建築物」という。)は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるものであって、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)であるもの。ただし、昭和56年6月1日以降に増改築工事に着工した部分の延べ面積が、現存する建築物における延べ面積の2分の1を超えるものを除く。
- (2) 地上2階建以下であるもの
- (3) 枠組壁工法又はプレハブ工法によらないもの
- (4) 町から補助金の交付を受けて耐震改修をし、又は耐震シェルター等の設置をしたものでないもの
- (5) 次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 耐震診断(耐震診断士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士若しくは同条第4項に規定する木造建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了した者又は国土交通大臣が定める者

をいう。)が実施する建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下アにおいて「法」という。)第2条第1項に規定する耐震診断であつて、法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合したものをいう。)の結果、評点が1.0未満であるもの

イ 町長が倒壊の危険性があると認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 対象建築物の所有者(法人を除く。)であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- (4) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の金額は、除却工事費(消費税及び地方消費税に相当する額、除草及び樹木の伐採に要する費用、家財道具の処分費並びに登記等に要する費用を除く。)の2分の1の額とし、500,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、箱根町木造住宅除却工事費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産税家屋評価証明書
- (2) 建築確認通知書の写し、登記事項証明書、固定資産税名寄帳その他の建

築年月日を証明する書類

- (3) 現況写真
 - (4) 耐震診断結果報告書の写し
 - (5) 除却工事に要する費用の見積書
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- (県警本部への確認)

第8条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第4条第3号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付の決定)

第9条 町長は、第7条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、交付するときは箱根町木造住宅除却工事費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付内容変更等の申請)

第10条 前条の規定により、箱根町木造住宅除却工事費補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、箱根町木造住宅除却工事費補助金交付(変更・取下げ)申請書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付内容変更等の決定)

第11条 町長は、前条の規定により交付内容変更等の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、補助対象者に対して箱根町木造住宅除却工事費補助金交付決定(変更・取消)通知書(第4号様式)により通知するものとする。

- 2 町長は、補助対象者が、補助金交付に当たり付した条件若しくはこの要綱の規定に反したとき又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたときは、箱根町木造住宅除却工事費補助金交付決定(変更・取消)通知書により、交付決定を取り消すことができる。

(報告)

第12条 補助対象者は、交付決定以後速やかに除却工事を終了し、除却工事を行った日の属する年度の末日までに箱根町木造住宅除却工事結果報告書(第5号様式)に除却工事に係る領収書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の報告とともに、箱根町木造住宅除却工事費補助金交付請求書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の報告書等を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。